

## 寒中お見舞い申し上げます

### 皆様、新しい年を気持ちを新たにお迎えになったことと存じます

2007年を迎え、皆様ますますご清祥のことと存じ上げます。

10数年ぶりに景気が回復し、新卒者の就職率が大幅に改善したとの明るいニュースがある一方、深刻な格差社会の進行が問題になっています。政府は多重債務者対策本部を立ち上げ貧困層への支援に乗り出そうとしていますが、私たち弁護士も低所得者を食い物にする勢力にひきつづき強く対抗していかなければなりません。

憲法改正の是非が選挙で問われる時節が徐々に近づいていますが、私たちは憲法前文と9条の理想に共感するものです。改憲側には改憲の正当性の説明責任を十分に果たすよう要求していきたい。

裁判員制度が2年後にスタートし、刑事裁判という権力作用に私人が直接関与する時代に入ります。厄介な仕事と思われるかもしれませんが、民主制はしんどいけれども良い制度、だから担わなければならないとご了解いただき、定着にみちびいて頂きますようお願いいたします。

皆様のご健康を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

弁護士 安保 嘉博

昨年12月の通常国会で、出資法、貸金業法の改正が成立し、サラ金など金融業者からの借入金利の引き下げ、サラ金の取立て規制の強化が実現、消費者保護が強化されました。署名へのご協力ありがとうございました。主な改正点は以下の通りです。

- 1 刑罰で禁止される金利を年29.2%から20%に引き下げ、利息制限法(元本100万円未満は年18%、100万円以上は年15%)を超える貸付は禁止されましたので、施行される3年後にはサラ金の高金利、グレーゾーンはなくなります。特例的に業者に高金利を認める制度(貸金業法43条)も廃止。
- 2 貸金業を経営するには純資産5000万円以上を要求。
- 3 取立て規制の強化。
  - ① 夜間はもちろん日中でも、借主が返済時期を指定している場合には訪問や電話で債権の取り立てすることは禁止。
  - ② 退去するように言われたのに居宅、職場から退去しないのも禁止。
- 4 過剰貸付の禁止  
収入の3分の1以上の貸付の禁止(業者は信用情報機関に加盟して債務者の総債務額を調査する義務がある)。住宅を担保に取り、売らせて返済させることを目的にしたアイフル商法は違反になると大臣が答弁。
- 5 金融業者は帳簿の閲覧に応じる義務があることとし、これにより払いすぎた金利の返還請求がしやすくなります。
- 6 債務者の払う保証料等はすべて金利とみなされます。保証料名目で脱法的に金利を取る日栄商法もできなくなりました。
- 7 ヤミ金への罰則の強化。5年以下の懲役を10年以下に。
- 8 日賦貸金業の特例廃止。
- 9 多重債務者に対する相談体制の強化、政府に対策本部設置。  
今後は利息制限法の金利を下げさせることが課題です。

## ■ 離婚時の厚生年金の分割制度について

本年4月から、夫婦が離婚した場合の厚生年金分割制度がスタートします。

本年4月以降の離婚の際、婚姻期間中の厚生年金・共済年金の保険料納付記録(夫婦の合計)につき割合を決めて(上限は50%)分割することを当事者間で合意し(公正証書が必要)、社会保険庁に年金の分割請求を行うことができます。事実婚の場合でも被扶養配偶者として3号被保険者とされていた期間について、分割請求できます。当事者間の合意がまとまらない場合、裁判手続により按分割合を定めることができます。分割請求は、離婚から2年以内にする必要があります(財産分与の請求と同じ)。分割を受けた方は、自身の受給資格要件に応じて増えた保険料納付記録に応じた厚生年金を受給することができます。

さらに、来年4月からは、一方の配偶者がいわゆる3号被保険者である夫婦の離婚につき、一方の請求により来年4月以降の婚姻期間の保険料納付記録が自動的に2分の1に分割されることとなります。

すでに昨年10月より、社会保険庁は夫婦双方の分割対象期間にかかる保険料納付記録等の情報提供を行っています。まだ婚姻中の夫婦の場合、情報提供を受けても相手には知らされません。

離婚は、人生の重大事です。必要な情報を集め じっくり考えましょう。

### 【プライバシーポリシー】

都大路法律事務所は、個人情報保護法を遵守するとともに、個人情報保護方針に沿って個人情報の適切な保護に努めます。

#### 1.個人情報の利用目的

当事務所は、収集した個人情報について以下の目的の範囲内で取り扱います。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、本人の同意がない限り、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

- ① 弁護士業務
- ② 法律関連情報の提供や挨拶状・事務所通信の送付
- ③ 社会的な問題でお願い文書を送付
- ④ その他、上記の利用目的に附随する目的

#### 2.個人情報の第三者への提供

当事務所は、あらかじめ本人の同意を得ている場合及び法令の規定による場合を除き、個人情報を第三者へ提供することは絶対にありません。

